平成 21 年 2 月

阪神高速道路株式会社　公募型共同研究応募要領

１．公募型共同研究の概要

経年の増加に伴い道路構造物の維持管理がますます重要になってきているなど、阪神高速道路の道路事業を適切に実施していくために多くの課題を抱え、課題解決のために更なる技術開発が求められている。

また当社の事業は、総合的な技術を基盤とし、従来にもまして高度化、多様化が求められており、技術開発にあたっては多くの分野の関連技術の集積が必要となっている。

当社の「公募型共同研究」はこうした背景のもとに、当社の重要かつ喫緊の課題について、当社以外から広く技術的解決方法を募集し、選定した相手方と共同で研究開発を行うことで、より効率的かつ効果的によりよい課題解決を進めていくことを目的とした制度である。

２．公募型共同研究開始までの事務内容

（１）公募型共同研究事務の流れ

公募型共同研究の事務の流れは以下のとおりとなっている。

１）相手方の公募（当社）

↓

２）企画書の提出・審査・選定

・共同研究企画書の提出（応募者→当社）

↓

・共同研究企画書の審査、相手方の選定・通知（当社）

↓

３）協定の締結

・共同研究申請書の提出（選定者→当社）

↓

・協定書の作成、協定の締結（当社←→共同研究者）

↓

・共同研究実施計画書（年度）の提出（共同研究者→当社）

↓

４）共同研究の開始（当社・共同研究者）

（２）スケジュール

相手方の公募の標準的な期間は、２０日～２ヶ月間とするが、公募期間については、当社ホームページで掲示する。

また、共同研究企画書（以下「企画書」という。）の審査・選定の標準的な期間は、１０日～１ヶ月間とする。

（３）共同研究の相手方の公募

共同研究の相手方は当社ホームページを通して、公に募集（公募）する。

参画条件は、大学、研究機関、民間企業、公益法人等で、当社の提示した研究課題に対して過去５年間に類似の研究実績等があり、研究体制等が整っており、かつ下記に示す企画書の提案内容が当社の求める水準に達していると認められることが条件となる。

応募する際に、当社が提示する研究項目に対して、企画書を提出すること。

企画書の作成に関する様式や条件、内容等は当社が提示する（詳細は「３．企画書の内容」を参照のこと）。

（４）質問への対応

質問の受付先、受付期間については、当社ホームページで掲示する。

（５）企画書の提出

企画書の提出期間、提出先については、当社ホームページで掲示する。

企画書は１部提出すること。

提出された企画書は、選定されなかった応募者には審査終了後に返却することとしており、提出期間中の企画書の管理、機密の保持については厳守する。

（６）企画書の審査、相手方の選定・通知

当社は提出された企画書をもとに審査を行い、共同研究者を選定する。

なお、必要に応じてヒアリングを行うので、当社より連絡があれば、研究責任者が対応すること。

応募者には当社から選定結果を通知する。

（７）共同研究申請書の提出

共同研究の相手方として選定された応募者は、企画書よりもさらに詳細な内容の共同研究申請書の提出を提出すること（詳細は「４．共同研究申請書の内容」を参照のこと）。

（８）協定書の作成、協定の締結

共同研究の実施にあたり、当社と共同研究者の間で協定書を作成し、協定を締結する。

３．企画書の内容

企画書には次の項目を明記すること。

①共同研究の名称
②研究項目名
③共同研究の内容
④共同研究の期間
⑤共同研究の実施手順
⑥共同研究を行うに当たっての関連または類似する研究等の実績
⑦会社概要
⑧共同研究に対する組織体制
⑨共同研究費
⑩共同研究にかかわる既取得特許等
⑪その他、必要と思われる資料
⑫本共同研究制度に対する意見、希望等

なお、企画書の様式はＡ－４判縦とする。なお、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

様式は様式－１を参考にすること。

（１）共同研究の名称

当社が提示した共同研究の名称をそのまま記載すること。

（２）研究項目名

当社が提示した共同研究の研究項目名をそのまま記載すること。また、応募者側が提案する新たな研究項目がある場合は、併せて記載すること。

（３）共同研究の内容

研究項目毎に、課題の解決方法と、目標とする研究成果を明確に示した上で、必要な研究事項を列記し、可能な限り具体的な内容を記載すること。なお、説明書に示す研究細目は適宜追加、変更等をしてもよい。

（４）共同研究の期間

応募者側が必要とする研究期間を記載すること。その際、月数まで記載すること。なお、当社では課題解決の緊急性、技術の進歩速度等を勘案し、共同研究期間としてはおおむね３年以内とする。

（５）共同研究の実施手順

応募者側が設定した共同研究期間内に、研究開発が確実に終了するための実施手順をフローチャート図等で記載すること。

また、年度ごとの研究内容が明確になるものとすること。

（６）共同研究を行うに当たっての関連または類似する研究等の実績

共同研究を成果あるものにするためには、類似研究の実績が大きな要素となる。過去５年間の共同研究内容に関連または類似した研究や開発実績、業務等の実績について、その内容を明示すること。（研究や開発実績、業務等の実績を証するものの写しを添付すること。）

なお、関連または類似する研究等の実績を有しない場合は、選定しない。

（７）会社概要

研究開発に対する技術力、組織力、経済力を量る資料として、応募会社の創立時期、資本金、従業員数、業務内容とその実績、株式上場の有無等の会社概要を記載すること。

（８）共同研究に対する組織体制

企画書に示された研究内容を実現するための組織体制を記載すること。また、研究部門全体の組織体制だけでなく、共同研究に実際に専従することのできる研究員も明記すること。なお、研究責任者と研究者（代表１名）について、過去５年間の関連または類似の研究実績や業務等の実績、過去５年間の関連または類似の論文等を記載すること。研究責任者については、保有する資格等も記載すること。（研究実績や業務等の実績、論文等、資格等を証するものの写しを添付すること。）

なお、研究開発を実施する体制があると認められない場合には、選定しない。

また、本共同研究の中で、学識経験者等に技術的指導を受ける場合には、学識経験者等の所属、氏名、指導を受ける内容、方法等を、記載すること。

（９）共同研究費

経済性、効率性に配慮した共同研究費の積み上げを行うこと。また、各検討項目に要する費用（応募者が提案する項目を含む）が分かるようにすること。

なお、当社が負担する研究費は予算の範囲内とし、原則として当社の負担は共同研究費の半分とする。また、研究費の支払いは原則として年度毎、及び完了時に行う。

(10) 共同研究にかかわる既取得特許等

共同研究を進めるにあたって、関連部分で既に特許等を取得（申請中のものも含む）している場合、類似した研究で既にその基本特許を取得してある場合、特許等を使用しなければ課題解決ができない場合等は、差し支えない範囲で明示すること。

(11) その他必要と思われる資料

当社が提示した項目だけでは企画書の内容が不十分であると判断される場合は、別途項目を加えて記載すること。

(12) 本共同研究制度に対する意見、希望等

応募課題に関することとは別に、本共同研究制度そのものに対する意見、希望等があれば、別途項目を加えて記載すること。

４．共同研究申請書の内容

共同研究の相手方として選定された応募者は、共同研究申請書を提出すること。

申請書は、企画書の記載と重複した内容であっても、省略することなく記載すること。

また、申請書は最終的な研究内容や共同研究費を決定するものであり、その内容は企画書よりも更に詳細かつ具体的に記載すること。なお、申請書の提出に先立ち、当社と十分に調整を行うこと。

（１）申請書の構成

①共同研究内容

②共同研究実施期間及び年度別工程表

③共同研究の研究分担

④共同研究費の内訳等

⑤共同研究責任者及び研究担当者

⑥共同研究の実施場所

⑦その他

なお、申請書の様式はA-４判縦とするが、図面や添付資料はこの限りではない。

様式は様式－２を参考にすること。

（２）共同研究内容

当社の提示した課題、研究項目（共同研究者が提案する項目を含む）を遂行できる手法、工法、実施手順等を詳細に記述すること。

また、ここでは企画書に提示した研究内容よりも更に詳しい研究細目や、それに対する解決手法等を記載すること。

（３）研究実施期間及び年度別工程表

研究期間は研究費用に影響すると考えられるため、経済的な期間設定をすること。

また、年度別工程表は当社の年度予算とも関連するので、予算枠との整合を図りつつ、両者で調整する。

（４）共同研究の研究分担

最も効果的な共同研究が行えるよう、作業分担を両者で調整する。

（５）共同研究費の内訳等

共同研究費は、経済性、効率性に配慮し、一般的な調査委託等の見積り方法に準拠して積み上げ、必要経費を計上すること。

なお、見積りにあたっては、以下に述べる事項に留意すること。

（留意事項）

①諸経費中の一般管理費等に相当する費用は計上しない。

②共同研究に関連して、両者で調整した上で、共同研究者から提案があった項目等に係る費用についても、共同研究費に含めることがある。

③共同研究が複数年度に渡る場合には、積算内訳書で各年度に要する費用が分かるようにすること。

（６）共同研究責任者及び研究担当者

共同研究（事務手続を除く）に直接携わる構成員（企画書に記載した研究責任者及び研究者を含む）を、その担当業務と共に記載すること。なお、研究責任者及び研究担当者は研究課題に対して

十分な知識を有するとともに、それを具現化する能力を持ち合わせた者とする。保有する資格等も記載すること。

（７）共同研究の実施場所

共同研究を行う場所を記載すること。

（８）研究成果の発表の方法及び時期

共同研究の成果の発表を希望する場合は、その方法と時期を記載すること。

（９）使用する主な施設及び機械器具

共同研究に使用する主な施設と機械器具を記載すること。

５．協定書の内容

共同研究申請書が提出され、当社と選定された応募者が、共同研究を行っていくことについて最終的に合意した場合、協定を締結することとなる。協定にともない取り交わされる協定書は、基本協定部分と共同研究仕様書部分（以下「仕様書」という。）から成り立っている。なお、複数の共同研究者と共同研究を行う場合も、１件の協定書を結ぶことを原則とする。

以下、阪神高速道路株式会社を「甲」、共同研究相手方を「乙」とする。

（１）基本協定書の内容

仕様書の様式は様式－３を基本とするが、甲乙の協議により、研究内容に応じて適切に定める。

①研究の目的

甲が提示した目的を記載する。

②実施内容

研究項目は甲が提示したものおよび乙が提案するものを記載する。

研究内容・実施場所については仕様書に記載することとしており、ここには「別添共同研究仕様書のとおり」と記載する。

③ 実施期間

申請書に従い、甲乙で合意した研究期間を記入する。

④ 研究の分担

共同研究の業務分担については仕様書に記載することとしており、ここでは、その仕様書に従い共同研究を実施する旨を記載する。

⑤ 研究に要する費用分担

・共同研究費は申請書に従い、甲乙協議の上金額を記載するが、原則として当社の負担は共同研究費の半分とする。

・共同研究費及びその分担額を変更する必要が生じた場合は、甲乙協議の上決定することとし、その額の変更は協定書の一部変更として、一部変更協定書を締結する。

・記載された費用については共同研究費の総額であり、各年度の共同研究費は年度ごとに行う年度負担額の協議をもって決定する。

⑥ 共同研究の中止

共同研究の中止の要件を記載する。

⑦ 知的財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取扱い

・知的財産権等について取り決めをする。

・この共同研究の実施に伴い新たな発明等が生じた場合、甲乙は速やかに相互に通報し、発明者から承継を受ける必要がある。この場合研究協力者として、甲乙の職員または従業員以外の者を参加、協力させた場合も承継の対象となる。

・持分比率については双方の寄与率により、原則として、甲の持分は２分の１となっているが、甲乙協議の上決定する。

・知的財産権は共同研究の性質から当社と共同研究者の共有とすることが原則である。しかし、甲乙以外の者でも、甲又は乙が自己の持分を譲渡し、書面により相手方の同意が得られれば第三者に譲渡することができる。

⑧ 研究成果の取扱い

研究成果について取り決めをする。

なお、共同研究終了後は、その内容に応じて処理する。

⑨ 技術知識書の提出

共同研究の趣旨に沿った内容に限らず、共同研究を行っていく過程で派生的に生じた技術やノウハウ等も含め、共同研究の結果得られた技術上の知識が業務のために必要と認められるときに、甲又は乙は技術知識書を作成する必要がある。

⑩ 秘密の保持

秘密の保持について別途取り決め（有効期限など）が必要な場合は、協議によって取り決める。

⑪ 進捗の管理

甲及び乙は定期的に共同研究の進捗状況を管理し、必要に応じて連絡調整を行い、共同研究が円滑に行えるように努めなければならない。なお、この内容は仕様書の中に記載する。

⑫ 有効期間

協定書の有効期間はここに定めたとおりであるが、本協定の失効後も有効な条項がある場合はその定めに従わなければならない。

⑬ 協議

この協定書に定められたもの以外で様々な問題や解釈の疑義が生じた場合には、甲及び乙が互いに連絡、調整をとりながら解決を図っていく。

（２）仕様書の内容

仕様書の様式は様式－４を基本とするが、甲乙の協議により、研究内容に応じた適切な構成を定める。

１）総則

共同研究の一般事項で、各共同研究を行う場合の共通文として記載する。課題ごとに遵守する法令、規則、仕様書等がある場合、総則に記載する。

２）共同研究の内容

共同研究申請書に基づき、共同研究の内容を詳細に列挙する。

３）実施場所

本章で実施場所と、必要ならば使用期間等を指定する。

４）共同研究の研究分担

共同研究申請書に基づき、甲と乙の研究分担を記載する。

５）進捗の管理

年間のスケジュールの中で、進捗管理する時期、内容等について記載する。

６）施設などの使用について

共同研究の実施にあたり、必要な施設などについて甲乙の負担あるいは無償提供の条件などを記載する。

７）その他

その他必要事項を記載する。